

平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

研究代表者各位

信濃町研究支援センター
文科省科研費担当

平成 2 3 年度科学研究費助成事業（補助金分）の繰越しについて

科学研究費補助金については、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により、年度内に完了することが困難となった補助事業について、所定の手続きを経た上で当該補助金を翌年度に繰越して使用できる制度があります。

今年度においては、繰越事由が早期に発生しているもの、翌年度早期に執行を要するものについて配慮されており、受付時期が 2 回に分かれています。

本制度による申請をされる場合は、下記の要領により期限までに申請してください。

なお、申請できる事由は交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に限られるため、平成 2 3 年 3 月に発生した東日本大震災や、今年度の分割払いによる影響については繰越事由とはなりません。

記

1) 繰越申請の手引き、様式等については、下記 URL から各自ダウンロードしてください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1314033.htm

2) 留意事項や記載例を参考にして〔様式 C-26〕を作成し、メールに添付して提出（送信）してください。

【第 1 回提出期限】平成 2 4 年 1 月 1 2 日（木）

【第 2 回提出期限】平成 2 4 年 2 月 8 日（水）

なお、繰越申請が承認された研究課題については、実績報告書の作成や提出時期等が異なります。また、繰越承認された直接経費はあくまで平成 2 3 年度の研究経費であり、平成 2 4 年度の研究経費と合算して使用することはできません。

【問合せ先】科研費担当：松本（内線 64032）ras-shinanomachi-kaken@adst.keio.ac.jp

以上